

国立市教育委員会と東京大学大学院教育学研究科との フルインクルーシブ教育事業に関する協定書調印

このたび、国立市教育委員会と東京大学大学院教育学研究科は、フルインクルーシブ教育事業に関する協定を締結することとなりました。

この協定によって、国立市におけるフルインクルーシブ教育の実現を目指し、フルインクルーシブ教育を可能にする、学校教育のマネジメント手法、授業技法を共同で研究・実践します。

フルインクルーシブ教育の実現を目指して国立市教育委員会と東京大学が協定を締結することは、戦後日本の学校教育の歴史を画する重要な意義を持つものです。

協定の背景

東京大学は、2021年9月、東京大学がこの先数十年を見据え、目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針としてUTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」を公表しました。このUTokyo Compassにもとづき、東京大学が学術における卓越を達成し、知のイノベーションを生み出し、グローバルに活躍する人材を輩出するためには、ダイバーシティとインクルージョンを一層推進していくことが重要であるとの認識に立ち、2022年6月に「[東京大学 ダイバーシティ&インクルージョン宣言](#)」を制定しました。

大学院教育学研究科では、学問や学生の多様性を創出する基盤としての初等・中等教育の改善を重視する立場から、インクルーシブ教育の研究の発展とその担い手の育成を重視しており、大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センターの拡充に取り組んできました。この度、インクルーシブ教育の研究の発展とその担い手を育成する事業の一環として、新たに国立市教育委員会とフルインクルーシブ教育事業に関する協定を締結することとなりました。国立市では、障害者権利条約を重視し、障害者の自立生活を保障する福祉行政を充実させてきました。また、教育大綱には、「フルインクルーシブ教育の実現」を掲げています。学校教育がフルインクルーシブ教育へと転換することにより、幼児から大人までの共生社会を自治体行政をベースとして実現することが求められてきました。

協定の内容

本協定は、フルインクルーシブ教育の実現に焦点を絞るものとなっています。協定の具体的内容としては、以下となります。

- (1) フルインクルーシブ教育の実現に資すること
- (2) 国立市の教職員研修に関する大学院教育学研究科の協力
- (3) フルインクルーシブ教育に関する大学院教育学研究科の研究・実習に関する国立市教育委員会の協力
- (4) その他双方が必要と認めた事項。

協定は、2024年3月末までとなっていますが、それ以降、どちらかが廃止の申し入れをしない限り、一年毎に自動継続されることとなっています。

協定の社会的意義

障害者権利条約の批准により、普通学校・普通学級の中で「共に学ぶ」インクルーシブ教育の実現が喫緊の課題となっています。ただし特別支援教育在籍児童は年々増加し、「共に学ぶ」教育の実現はますます困難になっています。2022年9月の国連・障害者権利委員会による日本政府に対する勧告では、障害のある児童への「分離特別教育」が制度化されていることを問題視し、分離特別教育を終わらせることを目的として、インクルーシブ教育実現に関する国家の行動計画を採択することを日本政府に対して要請しました。

フルインクルーシブ教育の実現とは、地域の普通学校・普通学級ですべての子どもがすべての時間に共に学び合う教育を実現することを意味します。分離別学制度が長く続いてきた日本において、国立市教育委員会と大学院教育学研究科がフルインクルーシブ教育事業に関する協定を締結することは、学校教育の歴史を画する重要な意義を持つものです。

なお、今回の協定において「フルインクルーシブ教育」として、「フル」という文字を敢えて用いているのは、特別支援学校・特別支援学級などを含む「インクルーシブ教育システム」と区別し、すべての子どもがすべての時間、普通学校・普通学級で「共に学ぶ教育」を受けることを権利として保障するという原則を明確にするためです。

問合せ先

東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター・センター長
教授 小国 喜弘（こくに よしひろ）
Tel : 090-7233-6673（携帯）、03-5841-3957（研究室）
E-mail : kokuni@p.u-tokyo.ac.jp